６　前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規則別表第五㈦及び別表第六㈠から別表第六㈢までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

７　令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則別表第六㈠に定める書式の適用については、同表の備考２⑼㈠中「特定親族（当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族で法第２条第１項第30号に規定する合計所得金額又はその見積額が58万円を超える者）」とあるのは「特定親族」と、同表の備考２⑽中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」と、同表の備考２⑷中「その年中」とあるのは「、その年中」と、「ことと」とあるのは「こととし、相続特別措置法第41条の15の５第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄にその旨を記載すること」とあるのは「こと」と、同表の備考２⑰中「、法第84条の２第１項」とあるのは「又は法第84条の２第１項」と、「又は源泉控除対象親族の氏名」とあるのは「の氏名」と、「、特定親族又は源泉控除対象親族」とあるのは「又は特定親族」と、同表の備考２⑱㈦中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」とする。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第七十五条第九号」を「第七十五条第一項第九号」に、「第九十三条第一項第八号」を「第九十三条第一項第九号」に改める。

第十二条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項の改正規定を削る。

第九十五条の二の次に一条を加える改正規定中「第十号」を「第十一号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改める。

附則第一条第五号中「、第九十四条第二項の改正規定」を削る。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百八号）附則及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税
第一節　総則（第三十八条の二―第三十八条の二十九）
第二節　国際最低課税額（第三十八条の三十―第三十八条の四十五）
第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（第三十八条の四十六―第三十八条の五十）
第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（第三十八条の五十一―第三十八条の五十四）
第一款　申告（第三十八条の六十五―第三十八条の七十一）」

を

「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
第一節　総則（第三十八条の二―第三十八条の二十九）
第二節　国際最低課税額（第三十八条の三十―第三十八条の四十五）
第一款　申告（第三十八条の四十六―第三十八条の四十九）」

に、

「第三章　退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九・第六十一条の十）
第四章　青色申告（第六十二条）
第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）」

を

「第三章　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等
第一節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（第六十一条の九・第六十一条の十）
第二節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（第六十一条の十一・第六十一条の十二）
第四章　退職年金等積立金に対する法人税（第六十二条）
第五章　青色申告（第六十二条の二・第六十二条の三）
第六章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）」

に改める。

第三条の二を第三条の二の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

（その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体の範囲）

第三条の二　令第四条の三第四項（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　法別表第二に掲げる法人のうち、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁船保険組合、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、商工組合、商工組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合

二　法別表第三に掲げる法人のうち、次に掲げるもの以外のもの

イ　漁業生産組合

ロ　生活衛生同業組合

ハ　生活衛生同業組合連合会

ニ　生産森林組合

ホ　農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号（事業）の事業を行うものに限る。）